

■ 令和３年度 第１回 新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業
最低賃金専門部会

日 時：令和３年 10 月 5 日（火）

会 場：新潟美咲合同庁舎 2 号館

4 階 供用会議室B

（事務局）

定刻より若干早いですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから令和３年度第１回新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会を開会いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事の進行を務めさせていただきます。私は、賃金室長補佐をさせていただきます、田中です。よろしくお願いします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、公労使委員全員の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項、同令第６条第６項の規定によりまして、本専門部会は成立しております。

それでは、はじめに基準部長よりごあいさつを申し上げます。

（労働基準部長）

労働基準部長の熊谷でございます。

各委員の皆様方には、業務ご多忙の中、専門部会委員をお引き受けいただきまして、大変ありがとうございます。本日から専門部会の審議をお願いすることとなりますので、よろしくお願いいたします。

10 月 1 日に発効いたしました地域別最低賃金であります新潟県最低賃金は、全ての労働者の賃金の最低限度を保証するセーフティネットとして行政機関に決定を義務付けられるものですが、これに対しまして、特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブの発揮により設定されるものとなっております。関係労使の申し出を受けた行政機関が、最低賃金審議会のご意見をお聞きして、労使それぞれのお考えの中で決定していただき、この最低賃金審議会は、それを取りまとめる役割という位置づけとなっております。労使それぞれのご主張もありかと思いますが、できましたらそれぞれの立場でご議論をお願いし、全会一致による結審がいただければとお願い申し上げる次第でございます。本日はよろしくお願いいたします。

（事務局）

本日は、最初の部会でもありますので、各委員のご紹介をさせていただくべきところであ

りますけれども、時間も限られておりますので、お配りしております資料№1の委員名簿、それから机の上の名札をもちましてご確認いただくことで、ご紹介に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議事次第3(1)「部会長及び部会長代理の選出」をお願いいたします。なお、最低賃金法第24条第2項及び同法第25条第4項によりまして、公益代表委員の中から選出することになっておりますが、いかがいたしましょうか。

(使用者側代表委員)

よろしいですか。部会長に佐々木委員、部会長代理に小林委員を推薦いたします。よろしくお願いします。

(事務局)

ただいま、使用者側の小林委員から、部会長に佐々木委員、部会長代理に小林委員を推薦しますということのご発言がありましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。「異議なし」とのご発言がありましたので、部会長には佐々木委員、部会長代理は小林委員をお願いいたします。それでは、佐々木部会長、それから小林部会長代理から、それぞれ一言ごあいさつお願いします。まず、部会長からお願いします。

(部会長)

新潟国際情報大学の佐々木桐子と申します。

今年度は、10月1日に発効されました県最低賃金が、昨年度と比べてプラス28円の859円。これにより、各種商品小売業の特定最低賃金が埋没いたしました。また、自動車業界におきましても、労働環境や待遇の改善の実効性が求められております。こういった状況を踏まえながら、本部会でもこれまで同様、全会一致、年内発効の二つの軸がぶれないように、慎重に審議を進めてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。小林部会長代理、お願いいたします。

(部会長代理)

部会長代理の小林と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局)

どうもありがとうございました。以降の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(部会長)

ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。

最初に、本日及び今後の専門部会の審議・議事録の公開に関してですが、7月6日に開催されました第1回新潟地方最低賃金審議会におきまして、専門部会につきましては、本年度は非公開にするという方針が決定されております。従いまして、本日の会議については、非公開としております。

まず、議題(2)の「専門部会の運営規程」につきまして審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

賃金室長の井上でございます。よろしくお願いします。

特定最低賃金専門部会の運営規程について、私から説明させていただきます。資料№2をご覧ください。本規程は、平成20年から施行されておまして、平成26年に一部改定されております。私から、ポイントだけ説明させていただきます。

第5条をご覧ください。第5条にありますように、会議は原則公開となっております。ただし、専門部会では金額審議を行うため、第5条の但し書きに該当するということで、先ほども部会長が申し上げましたが、7月6日の第1回本審で非公開とすることが決められております。

続きまして、第7条では、「専門部会が議決を行ったときは、新潟地方最低賃金審議会に報告するもの」とされております。これに関連して、皆様にご承知おきいただきたい点がございまして。お配りしています最低賃金決定要覧、これの151ページの中ほどの最低賃金審議会令第6条の第5項をご覧ください。ここには、「審議会は、あらかじめその議決をするところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」との規程がございまして。これは、一定の形式要件を満たす専門部会の結論が出た場合には、改めて本審で審議することなく、専門部会の結論をそのまま本審の結論とするということでございまして。また、「あらかじめその議決をするところにより」という点につきましては、7月6日に開催されました第1回本審におきまして、「専門部会が全会一致で結審した場合には、その決議をもって審議会の決議、すなわち答申とする」ことをあらかじめ議決しております。よって、本専門部会で全会一致により決議したものは、審議会の結論として決定されることになります。また、特定最低賃金につきましては、過去から全会一致での決議をいただいておりますし、特定最低賃金の趣旨からも全会一致での結審に向けてご審議いただくよう、よろしくお願いします。

なお、本来であれば、それぞれの部会ごとに運営規程を設けるべきところではございますが、新潟につきましては、従来から共通の規程ということで三つの部会を運営しております。

ご了解をお願いしたいと思います。

また、議事録につきましては、今年度も運営規程の第6条第1項の規程に基づき作成したいと思います。議事録の作成にあたりましては、公労使の代表委員からそれぞれ1名ずつ署名人を指名させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、特定最低賃金の専門部会運営規程について説明させていただきました。ご検討をお願いいたします。

（部会長）

説明をありがとうございました。ただいま説明がありました運営規程に関して、何かご質問やご意見はございますか。

（木南委員）

よろしいでしょうか。7月6日の第1回本審において、専門部会について非公開にすると決定したという室長のお話がありましたが、本審においては、そのような決定はしていないと思うのですけれども。要は、専門部会運営規程によれば、第5条で部会長に会議を公開にするか非公開にするかという決定権があるということを鑑みて、今年については、本審では敢えて専門部会について公開・非公開の決定はしていないと、私は本審の委員を兼ねているので記憶しているのですが。

もちろん、率直な意見交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合に該当すると私も思いますので、部会長の判断として非公開にすること自体に異議を唱えるものではありませんが、本審ではそのような決定はしていないと思いますので、そこは大丈夫でしょうかという確認をさせてください。

専門部会の皆さんは、本審の委員を兼ねていない方が多いので、本審で決定しましたかというものの確認をしたいのですけれども。

（事務局）

今回は、例年とやり方が少し違っていたので、すみません確認いたします。

（木南委員）

昨年は確かに本審で専門部会についての非公開にしますという決定をしたと思いますけれども、今年度については敢えてそれをしなかったと、少なくとも私は記憶しているのですが。

（事務局）

もし差し支えなければ、この専門部会で非公開という形で皆様のご了解がとれればと思いますが。

（木南委員）

部会長の判断で非公開にすることがよろしいのではないかと思います。

(事務局)

そのようなことで、部会長からご判断をいただきたいと思います。

(部会長)

そうしましたら、この専門部会の中で公開・非公開ということの判断をしたいということでもよろしいでしょうか。決定は部会長となっておりますが、皆さんの了解を得て判断をしたいと思います。

そうしましたら、この非公開にすることに関して、反対ですとかご意見はございますか。いかがでしょうか。よろしいですか。

特に異論はないようですので、この部会に関しては、会議を非公開とするということで判断したいと思います。ありがとうございました。

それでは、ほかにご意見等はございますか。運営規程等に関して、よろしいでしょうか。

それでは、もう一度、確認をします。以降は、この規定に基づく今のご判断で会議を非公開として運営をしてみたいと思います。なお、今回における議事録は、特定最低賃金専門部会運営規程第6条第1項の規程に基づき作成することといたしますので、この部会の終わりに、労使双方の議事録署名人を私から指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に議題(3)「自動車、部分品・附属品小売業最低賃金の改定について」に移ります。最初に、配布資料について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、本配布いたしました資料に関しまして、経済情勢等に関するもの及び新潟県の特定最低賃金の現状について、簡単に説明させていただきます。

資料№3、新潟県の経済情勢になります。これは、新潟県の経済情勢に関する各調査機関による直近の分析結果の基調判断をまとめたものでございます。要約いたしますと、日本銀行新潟支店は、「県内景気は、新型肺炎の拡大の影響から引き続き厳しい状況ではあるが、持ち直しの動きが見られる。輸出、生産は回復、設備投資は持ち直し、個人消費は持ち直しが一服、住宅投資は下げ止まり、企業収益は改善の動き、雇用・所得環境は労働需要に改善の動きが見られ、全体として弱めの状態が続いている」としております。新潟財務事務所に關しては、「県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある中、持ち直しつつある。個人消費も一部に弱さが見られるものの、持ち直しつつある。生産活動は、穏やかな持ち直し、雇用情勢は概ね横ばいの状態」としている。それから、ホクギン経済研究所と新潟経済社会リサーチセンターが発行しているマンスリー9月号です。その中では「生産活動は持ち直している。個人消費は持ち直しつつあるものの、一部に弱さが見られる。雇用は持ち直しの兆しが見られる。設備投資は下げ止まっている。住宅投資は弱みを含んで

いる。公共投資は下げ止まりつつある」としています。以上の調査機関では、総じて新型コロナウイルス感染症の影響により、県内経済は一部に弱さが見られるものの、持ち直しているとしております。

資料№4をご覧ください。これは、先ほどの資料№3と一部重複しておりますが、9月2日に日本銀行新潟支店が発表した金融経済動向でございます。この資料の4ページをご覧ください。個人消費の4行目に「2021年7月の乗用車の新車登録届出台数は、前年を下回った」と記載されており、同じ4ページの下のところに乗用車の新車登録届出台数のグラフが載っております。

続きまして、資料№5になります。新潟県の統計課が9月21日に発表いたしました新潟県の鉱工業指数の資料になります。参考までに後ほどご覧いただければと思います。

資料№6が、最近の新潟県内の経済情勢でございます。これも若干、資料№3と重複しているところがございますが、1枚めくっていただいた上の1の総括になりますが、「7月は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある中、一部に弱さが見られるものの、持ち直しつつある」として、以下は後ほどご覧いただければと思います。

資料№7については、新潟県における最低賃金の推移でございます。平成21年度以降、地域別最低賃金と特定最低賃金額の推移を示しております。ここ最近の県最低賃金と特定最低賃金の引上げ額の推移を見てみますと、平成30年が25円に対して自動車が21円、令和元年度は27円に対して21円、令和2年度に関しては、県最低賃金1円の引上げに対して自動車は1円という形でございます。今年度の県最低賃金は28円の引上げとなっており、過去最大の上げ幅となっております。

資料№8に関しては、自動車関連の小売業に特化した推移となっております。

続きまして資料№9になりますが、その前にお手元に別冊で資料を配らせていただきました。これについては、中央最低賃金審議会で配付しました7月1日開催の第2回小委員会資料の修正を説明したものです。令和3年度改定調査を第2回小委員会資料としてお配りしたわけですが、集計誤りが判明したということで、これを正しい数値で再集計した結果、令和2年の調査でも同様の誤りが散見されたというものです。今日、お集りの労使委員の方は昨年と変わっておりませんので、昨年、事務局で配布した資料が基本的には誤っているということで、敢えてこの正誤表と併せてつけさせていただきます。訂正の内容については、すべからず誤っているのですけれども、誤りの原因としては、2枚目に書いてありますけれども、令和元年度の調査までは、ここに書いてありますLの「学研究、専門・技術サービス業」、Nの「生活関連サービス業、娯楽業」及びRの「サービス業」の三つの産業を合わせて「その他のサービス業」として集計したのですけれども、令和2年以降に関してはこれら

を別集計することとなりました。ただ、別集計するのはいいのですけれども、その集計を行うプログラムを改修した結果、一部の業種の振り分けが違ふところのポケットの中に入ってしまったということで、あくまでもプログラムの誤りということでした。これが令和2年まで遡って誤ったということでございます。3番目にも再発防止策がありますが、この設定等については、2人以上の者が別のソフトウェアを用いて独立集計を行い、集計結果が一致することを徹底するというところでございます。

これにつきまして、お手元の資料№9、これが令和3年の賃金改定状況調査結果になります。これについては、当然のことながら修正後のデータを使っております。この調査に関しては、本年の6月1日現在における小規模事業所における賃金改定状況について調査したもので、常用労働者が30人未満の事業所を対象にしたものでございます。昨年から、調査方法は郵送とオンライン、区域も全国ということで、対象は変更となっております。

2枚目をご覧ください。第1表に関しては、産業別の賃金改定の実施状況を表したものとなっております。なお、新潟はCランクに入っておりますので、第1表を含め、これから説明いたします表のCランクをご覧くださいと思います。次のページの第2表は、産業別に賃金を改定した事業所の改定率を表したものでございます。その次の第3表は、産業別に賃金を引き上げた事業所について、引き上げ率の分布を表したものとなっております。

続きましては、一般的に4表と言っております、その次のページの第4表、というのが産業別に一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率を男女別に表したものでございます。縦の表示は、一番上が男女計、その内訳として男・女別にA B Cでのランク別となっており、横の表示は、調査対象の産業別となっております。左端の男女計の産業計Cランクを見ますと、1時間当たりの賃金額は、令和2年6月で1,276円、令和3年6月が1,282円で、本年の賃金上昇率は0.5パーセントとなっております。ちなみに令和2年度の賃金上昇率は、その隣にありますように1.3パーセントということでございます。

次のページの第4表の につきましては、同じく賃金上昇率ですけれども、一般とパートタイム労働者を分けて表にしたものでございます。一番上に関しては、一般労働者及びパートタイム労働者の計で、Cランクの賃金上昇率は0.5パーセントですが、Cランクにおける一般労働者は0.4パーセント、パートタイム労働者の賃金上昇率も0.4パーセントとなっており、昨年は一般労働者が0.9パーセント、パートタイム労働者が2.1パーセントでしたので、一般労働者は0.5ポイント、パート労働者は1.7ポイント減少ということになります。

この後の参考1、2は、事業所をランク別に分けて集計した表となっております。

最後の付表に関しては、1は労働者全体におけるパートタイム労働者の割合、2は男女別の労働者の比率、3は、年間の平均所定労働日数を表したものとなっております。

続きまして、資料№10 は飛ばして、資料№11 の特定最低賃金制度の概要をご覧ください。特定最低賃金の基本的な考え方です。ここには「特定の産業の関係労使が労働条件の向上、または事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申し出により設定されるものとなっております。

次のページをご覧ください。特定最低賃金には、労働協約ケースと公正競争の二つがございます。それぞれによって目的や改正要件が異なっております。労働協約ケースは、最低賃金に関する労働協約で合意を形成して申請する方式で、金額改正の場合、同種の基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意が必要となります。一方、公正競争ケースは、事業の公正競争を確保する観点から、必要性を理由に申請する方式となります。金額改正の場合、同種の基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意が必要となります。本県の場合、電子部品等製造業最低賃金のみが労働協約ケースとなっており、本日の専門部会で審議を行います自動車小売りについては、公正競争ケースによる申し出となっております。基幹的労働者の意義等については、最低賃金決定要覧の 207 頁の中ほどの 3 に記載がありますので、後ほどご覧ください。ここにありますように、一般的には「当該産業に特有の又は主要な業務に従事する労働者」ですが、最低賃金における規定の仕方については、3 の(2)にありますように、「基幹的労働者の職種、業務を規定する方法」、2 番目として「基幹的労働者とみなされない労働者の職種、業務を規定する方法」の二通りがございます。

3 枚目の一番上をご覧ください。これが、自動車の小売業になります。上段が労働者数、中ほどに適用労働者数が書いてあります。新潟県内で働く 6,671 人のうち、基幹的労働者数は、資料には数字は記載されておりませんが、適用除外となる 529 人を除くと 6,142 人いるということを示しております。

資料№12 になります。これについては、答申の公示日が最短での効力発生年月日までの早見表となっております。年内発効を目指すとなると、この表の裏面になりますが、裏面の中ほどに太字となっております。左の 10 月 29 日公示日の欄を右に見ていただきますと、12 月 30 日が発効予定となっておりますので、現実的には 11 月 1 日、本当の最終に関しては 11 月 1 日で 12 月 31 日という形が年内発効の最終なのかなと思っております。

続いて資料№13 になりますが、これは、後ほど、その他で説明させていただきます。

以上、議題の 3 の説明書について説明をさせていただきました。

(部会長)

ありがとうございます。ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等はございますか。

(瀬戸委員)

一つだけ。年内発効ということにこだわっているのですけれども、これは、それほど重要な問題なのですか。

（事務局）

こちらとしては、本省からも年内発効に努めよということがありますので、ただ、もちろん、発効日も含めてこの場でご検討いただければいい話ではございます。ですので、その審議の内容によっては審議が延びて、それで遅れるというパターンは、それは仕方ないと思っています。

（瀬戸委員）

こだわるのであれば、もう少し早く開催できないのですか。それも事情か何かあるのですか。

（事務局）

その辺は、逆に労働者側がどうなのかなということでしょうか。

（木南委員）

改定の申し出自体は、6月くらいに出ている訳ですよ。

（事務局）

出ていますね。

（木南委員）

ただ、県最低賃金の審議がどうしても遅れてくる。その後でないと、なかなか。

（事務局）

同時並行ではできないものですから。

（木南委員）

ただ、県最低賃金自体は、8月の終わりに既に結審していますから、もう少し早くやる方法がない訳ではないので、今後、年内発効をということであれば、もう少し他県の状況なども参考にしながら、第1回目の招集、ないしは専門部会の委員の任命の時期を考えることはあってもいいのではないかなと思いますので、今後の課題として。

（事務局）

そういうことがあって、以前は10月中から開催していたのですけれども、早くて9月の中頃くらいまでだったら早くはできるかなというのはあるので、それについては、また今後、検討したいと思います。

（瀬戸委員）

他県の情報を見ると、比較的早く決着している県もあるなと思いますが。

（事務局）

している局もあります。

(瀬戸委員)

その辺、参考にお聞きしたのですけれども。

(事務局)

分かりました。

(部会長)

来年度以降の検討材料ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き、次の最低賃金基礎調査結果の説明をお願いいたします。

(事務局)

賃金指導官をやっております赤塚と申します。よろしくお願いします。

私から、資料№10 の基礎調査結果を説明したいと思います。お話しする内容については、皆さんのお手元にお配りいたしました別紙ということで、「最低賃金に関する基礎調査結果における統計用語の解説(自動車)」というものに書かせていただきました。

まず、母集団の復元の方法についてです。この調査は対象となる集団の中から無作為に抽出した一部の情報を用いて、その集団全体の情報を推計しようとするものであって、標本調査の結果を母集団に復元しています。先ほどの資料№11 にもあったのですけれども、自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業の適用労働者数は、適用除外労働者を除きますと6,142 人で、今回、基礎調査を行って復元した結果、全部で7,402 人に膨らんでしまいました。ここに書かせていただいたのですけれども、復元の結果を母集団の数値と、合わせようといろいろと比べているのですけれども、どうしても相違してしまうというようなことでご理解いただければと思います。去年もそうなのですけれども、全体として基礎調査の人数の方が多くなっています。今年はさらに差が大きくなってしまったということで、冒頭に申し上げさせていただきました。

続きまして、時間当たりの所定内賃金額の関係です。時間当たりの所定内賃金額というのは、基本給と諸手当のうち精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び賞与、時間外手当、早出手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等を除いた手当の1時間当たりの額の合算額を言い、3手当を除くという言葉の3手当とは、精皆勤手当、通勤手当、家族手当のことを言います。

この調査では、毎年6月分の賃金計算期間において、各調査対象事業所の所定労働日数を満稼働したときに支払われる見込みの基本給及び諸手当を調査しています。月給者の賃金を時給換算する場合、月給額を6月の所定労働時間数で割って計算しているため、6月の所定労働時間が年間1か月の平均所定労働時間数よりも多ければ、最低賃金を満たしていても最

低賃金未満の分布に入ってくる場合があります。

それから、未満率関係の話をします。この先、未満率とか影響率という話が出てくるものですから、基礎調査結果表でどのように見るかということです。資料№10 の3ページをご覧ください。今現在、自動車の特定最低賃金額が920円ですけれども、920円の欄のすぐ上、919円の欄が241となって（3.3パーセント）となっています。この3.3パーセントというのが、未満率ということになります。また別表ですが、9ページを見ていただきます。この基礎調査結果に基づきましてシステムに入れますと現行の最低賃金が920円ということになっていて、下の方に未満率3.3パーセントとなっております。これは、基礎調査結果で細かく賃金階層別に出ているデータをシステムに入力することによって、自動的に未満率が3.3パーセントとはじかれるというようなものです。

それから、用語の解説で特徴的なものとして5ページをご覧ください。5ページ左下を見ますと、月平均賃金額から下にあまり聞きなれない語句がございまして、その中に「第1・20分位数」とあります。これは何かと言うと、労働者の賃金額を低いものから高いものへと順に並べていって、これを20等分した時、20分の1番目にある賃金額を表しているものであります。右側に簡単に計算式を書かせていただいたのですが、基礎調査結果で復元した適用労働者数の7,402人を20で割ると370.1、つまり371人目の方の賃金額が時間額で939円ということであります。それから、その次の「第1・10分位数」というのは、先ほどの20分位数と同じように低いものから高いものへと一列に並べて、10等分した下から10分の1番目の賃金額を言いまして、741人目の方がちょうど1,000円でしたというようなことになります。それから、その次、「第1・4分位数」とありますが、これは、労働者の賃金額をまた同じように並べまして、4等分した下から4分の1番目の方の金額を表しています。これで言うと、1,851人目の方が当たりまして、それが1,185円でしたということです。それから、「中位数」というのは、ちょうど分布の真ん中の方を表しまして、その真ん中の方というのは3,701人目の方で、その金額が1,411円でしたということです。

それから、「4分位偏差係数」とありますけれども、これについては、この数値が高いほど分散度が大きいということであります。今年調査した結果0.1871という結果になりました。これで分散度というのは、去年に比べては多少変わっているかと思うのですけれども、それほど変化はないということです。

私からは、以上です。

（部会長）

ありがとうございました。ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等はございますか。

（木南委員）

この基礎調査の結果、非常に審議の際に重要な資料なので、少し統計誤りもあったので念のため確認したいのですが、ここに出てくる資料というのは、適用除外者を除外しているのですよね。

（事務局）

はい。そうです。

（木南委員）

ところが、年齢別で 65 歳以上の区分で、3 ページを見ると 19 名の記載があるのですが、これは除外しなくてよかったのでしょうか。

この 19 を引いて仮に計算したところ、未満率が 3.18 になったので、統計が 0.1 ずれる。要は、65 歳以上は適用除外だと記憶しているのですが。これは、差し替えたほうがいいのではないかと。17 歳以下は、きちんと 0 になっているのですが、65 歳以上が 19 名いますけれども、これはまずいと思うのですが。

（事務局）

そうですね。私も除いたつもりでなぜか入っているので何とも言えないのですが、もう少し精査させていただきます。

（木南委員）

65 歳以上は、全員適用除外ですよね。確認しておく。

（事務局）

はい。

（木南委員）

これは、19 名とは言え、影響を及ぼす可能性があるのでは、精査したうえで、もし差し替えるのであれば、2 回目にしっかりしたものを示していただきたいと思います。

（事務局）

はい。すみません。

（部会長）

そうしましたら、修正したものというのは。

（木南委員）

修正の必要があるかもしれないということ。

（部会長）

あるかも含めて、次回までにお示ください。

（事務局）

修正となる場合は、できれば次回の前にお配りしたいと思っております。

(部会長)

分かりました。

他にはいかがでしょうか。

それでは、次の議題に入りたいと思います。今日は、事前に事務局からお願いをしておりました、労使双方それぞれの、業界を取り巻く状況についてどうぞ認識されているのかということ聞きしたいと思います。そしてそれを受けて、最低賃金の改正に向けたお考え、ご意見等も説明をお願いいたします。

それでは、まずは労働者代表委員の田辺委員から、ご意見のご説明をよろしくお願いいたします。

(労働者側代表委員)

労働者側代表委員の田辺です。よろしくお願いいたします。

まず、労働者側の主張を申し上げる前に、7月27日に行われました第2回新潟地方最低賃金審議会において、使用者側の委員からご質問を頂戴しておりまして、審議会の会長より特定最低賃金の専門部会にて説明するようにというご指示をいただいておりますので、その件から少しお話をさせていただきたいと思っております。

使用者側委員からの質問の内容は、今ほどこの資料の中での説明もございましたけれども、例年、公正競争ケースにて金額改正の申し出を行ってきております。それが適正なのかどうか、その際に、その公正競争ケースで申し出をすることが適切なのかどうかの判断ができませんというご意見もいただいております。その際に提示をしました資料はありましたが、その資料をご覧いただいて、何を以て公正競争ケースとしているのかという内容でございました。

結論から申し上げますと、本日皆さんに机上配布をさせていただきます「県内自動車販売会社の賃金比較」という資料が当日不足しておりまして、これが無かったがために、結果的には公正競争ケースの判断ができないということに至りましたので、今日、皆さんの机の上にその資料を、A4サイズのもので一覧になりますけれども、1枚配布させていただきます。この内容は、新潟県内の自動車総連に加盟する各販売会社の労組から、連合に報告している本年の春闘の集約結果になります。この資料を付けていませんでしたので、当日の判断ができなかったということになっておりますが、7月15日に新潟労働局長宛てに今年度の改定の申し出を行っておりますが、その際には、これを含めた必要書類等を証明資料として付けておりますし、申請に対するその他必要な書類、委任状ですとかそういったものは全部添付して、局長から金額改正の必要ありということでご判断をいただいております。というところですので、一つ申し添えておきたいと思っております。

それでは、今年度、金額の改定が必要であるという主張を労働者側として申し上げたいと思います。まず、日本国内の経済概況については、あらゆる場所で現状やその見通しが語り尽くされておりますので、今、詳細に申し上げることはいたしませんけれども、感染症の影響で依然として厳しい状況が続いているという状況だと思っております。

その中で、新潟県内の自動車産業の状況においては、9月単月の軽自動車を除いた乗用車新車登録台数は約2,600台、前年の2020年9月単月と比較いたしますと約1,200台の減少となっており、7割程度の登録台数の伸縮となっているのが現状でございます。もう少し範囲を広げてみますと、上半期の国内新車登録台数は約129.7万台、前年同期比の2.5パーセント増となっており、ほぼ昨年と同水準で推移しているというところではあります。今ほど申し上げたように、先月、9月から失速傾向にあります。原因は感染症の影響もさることながら、それらの感染症の影響で部品の製造遅れによる部品の調達遅れ、それから半導体の不足による減産などの影響が、ここにきて強く出てきたものと考えております。その状況は、現在改善の目途が立っておらず、今後も生産工場の操業停止などによる減産が続く、新車の納期遅れなどが長期化し、登録台数の減少が懸念されているという状況の中です。それが、結果的には業績に影響し業績の悪化を招くと予想されるだろうと、厳しい見通しとなっていると判断をしております。

それも一つの状況と、それから自動車産業の喫緊の課題としては、人手不足が大きな問題となっている中で、直近では人手不足による無理な作業環境から、コンプライアンス違反や作業を急ぐあまり無理な作業手順の簡素化を図り重大災害に至るケースも発生しており、職場の安全を確保するうえでも人材確保が最大の重要課題と捉えております。そのためには、厳しい環境ではありますが、自動車産業に従事するすべての労働者の労働条件を他産業より優位に改善し、自動車産業の魅力向上を図ることが、従事者の生活の底上げを図るとともに、そこに働く人材確保と定着につながり、職場の安心安全、それから自動車社会の安心安全を担保することにつながると我々労働者側は考えており、金額改正の必要性の主張とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（部会長）

ありがとうございました。

それでは、次に使用者代表委員から、ご意見を頂戴いたします。よろしくお願いいたします。

（使用者側代表委員）

自動車販売店協会の小林でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私からは、自動車販売を取り巻く情勢等についてご説明いたします。最初に、

登録車、いわゆる普通車の販売台数でありますけれども、9月末累計で、全国で218万1,017台、前年比102.4パーセント。新潟県では3万6,879台、前年比97.0パーセントであります。軽自動車につきましては、全国で129万9,085台、前年比102.3パーセント。新潟県では、3万5,409台、前年比101.2パーセントであります。県内の登録車、軽自動車の合計が7万2,288台で、前年比99.0パーセントであります。ただ、コロナ前の2019年と比べると80.4パーセントという状況であります。また、9月単月を見ますと、前年同月比で約3割減少し、過去20年で最低水準となる見込みであります。

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で販売台数が大幅に減少し、本年は、コロナ禍前に回復することを期待しておりましたが、今年に入っても感染拡大に歯止めがかからず、さらには半導体不足により車の生産が追いつかず、自動車業界は極めて厳しい状況となっております。新型コロナウイルスの感染拡大は、今後も先が見通せず、今後の状況次第ではさらなる経営環境の悪化も考えられます。毎回申し上げておりますけれども、中小の事業者などについては、売上高が減少する中での人件費増加は、非常に厳しいものがあると思います。また今後は、少子高齢化の一層の進展と、人口減少により販売台数のみならず、保有台数も減少していくものと見込まれております。

このような厳しい状況を踏まえながら、使用者側としては、県最低賃金、さらには他県とのバランスなども考慮しながら決定していきたいと思います。具体的な数字につきましては、次回ご提案したいと思います。

（部会長）

ありがとうございました。本日は、双方のご意見をお聞きし、2回目以降にこれらのご意見をもとに金額審議に直ちに入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題（4）その他で「専門部会の日程について」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

専門部会の日程になりますが、資料№13をご覧ください。定足数と今ほどの効力発効のことなども考慮いたしまして、専門部会の日程案を作成させていただきました。前年に習いまして、本日を含む3回の開催日を予定しておりますが、審議状況に応じては3回に限定しているものではございません。第2回が10月11日月曜日の午前9時半から新潟監督署の会議室、第3回が10月25日月曜日の午前10時から、同じく新潟監督署の会議室となっております。皆様、お忙しいことだとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

（部会長）

ありがとうございます。ただいまの説明に関して、ご質問等はございますか。

特にご異論がなければ、この日程で審議を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この日程で審議を進めていくことといたします。

このほか、委員の皆様から何かございますか。

それでは、特にご意見はないようですので、本日の議題はこれで終了いたしました。本日、労使双方から最低賃金の改正に向けたお考えをお聞きしましたので、先ほども申し上げましたように、次回は、冒頭から金額審議に入りたいと思います。また、その根拠となる資料がございましたら、早目に事務局にご提出いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

予定の議題が終了いたしました。それでは、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは田辺委員、使用者側からは小林委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これ以降、事務局にお返しいたします。

(事務局)

それでは、第1回の専門部会はこれで終了ということにさせていただきます。